

特定非営利活動法人

アジア太平洋地域アディクション研究所 定款

第1章 総則

第1条（名称）

- 1 この法人は、特定非営利活動法人アジア太平洋地域アディクション研究所と称する。英語名は Asia-Pacific Addiction Research Institute という。
- 2 通称として次の名称を用いる。
 - 一、APARI
 - 二、アパリ

第2条（事務所）

- 1 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区余丁町14番4号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、依存症に関わる問題を抱える当事者及びその家族に対して、その問題解決に向けた、国内外の人的ネットワークによる、常に最新の情報とプログラムを提供する事業を行い、また、地域社会に対して啓発活動を行うことによって、人類の平和に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 一、保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二、社会教育の推進を図る活動
- 三、地域安全活動
- 四、人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 五、国際協力の活動

六、子どもの健全育成を図る活動

七、前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（活動に係る事業の種類）

1 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の各号の事業を行う。

一、依存症に関わる諸問題の調査研究

二、回復支援事業

①家族教室の運営

②刑事司法手続の各段階にいる、依存症に関わる問題を抱える当事者及びその家族への支援（司法サポート）

③相談事業

④会報の発行

三、啓発事業

四、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

五、その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

一、物品の販売及び貸付

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

一、正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

二、賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

三、名誉会員

この法人に対して功労のあった個人または団体で名誉会員として理事会において推薦された個人及び団体

第7条（入会）

- 1 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事会に提出しなければならない。
- 2 名誉会員に推薦された者は、第一項の入会の手続を要せず、本人の承認をもって会員となる。
- 3 理事会は、第一項の入会希望があったときには、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事会は、本条第1項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（会費）

次の会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

- 一、正会員 年会費1口 1万2千円——1口以上
- 二、賛助会員 年会費1口 6千円——1口以上
- 三、名誉会員 年会費の納入義務を課さない。

第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一、会員は、退会の届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- 二、会員が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三、継続して2年以上会費を滞納したとき。
- 四、除名されたとき。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一、この定款に違反したとき。
- 二、この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条（入会金及び会費の不返還）

既納の会費、その他の入会金は、返還しない。

第4章 役員

第12条（役員の種別及び定数）

この法人の役員の種別及び定数は、次のとおりとする。

- 一、理事 3人以上
- 二、監事 1人以上

第13条（役員の選任）

- 1 理事及び監事は、総会において会員（団体にあってはその代表者）の中から選任する。
- 2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - 一、理事長 1人
 - 二、副理事長 1人
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任することができない。

第14条（理事の職務）

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令定款ならびに理事会及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

第15条（監事の職務）

監事は次に掲げる職務を行う。

- 一、理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二、この法人の財産の状況を監査すること。
- 三、前二号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これをすみやかに総会または所轄庁に報告すること。

四、前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

五、前二号または前三号の点について理事に個別に意見を述べ、もしくは必要により理事会の招集を求めること。

第16条（役員の任期等）

- 1 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事の定数の3分の1を超える者が欠けたとき、または監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（役員の解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。

- 一、心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- 二、職務上の義務違反があると認められるとき。
- 三、その他、役員として相応しくない行為があつたと認められるとき。

第19条（役員の報酬）

- 1 役員のうち、常勤またはそれに準ずる役員は理事会の決議により有給とすることができ、その他の役員は無給とする。有給とする役員の報酬額は、総会において出席者の過半数の議決をもって承認されなければならない。
- 2 前項の有給の役員の員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を支出することができる。

第5章 総会

第20条（総会の構成）

- 1 総会は、この法人の最高の意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

第 21 条（総会の種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

第 22 条（総会の権能）

総会は、この法人の運営に関する次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一、定款の変更
- 二、解散
- 三、他の特定非営利活動法人との合併
- 四、会員の除名
- 五、事業計画及び予算の決定並びにその変更
- 六、事業報告及び決算
- 七、役員の選任及び解任
- 八、役員の職務及び報酬
- 九、借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 45 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 十、解散における残余財産の帰属
- 十一、その他、この法人の運営に関する重要事項

第 23 条（総会の開催）

- 1 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 一、理事会が必要と認めた招集の請求をしたとき。
 - 二、正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - 三、第 15 条第 5 号の規定により、監事から招集があったとき。

第 24 条（総会の招集）

- 1 総会は、前条第 2 項第 3 号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも7日前までに会員に対して通知を発しなければならない。

第25条（総会の議長）

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

第26条（総会の定足数）

総会においては、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

第27条（総会の議決）

- 1 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

第28条（総会における表決権等）

- 1 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない事由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第29条（総会の議事録）

- 1 総会の議事については、議長において次の事項を記載した議事録を作成する。
 - 一、日時及び場所
 - 二、正会員総数および出席者数（書面表決者また表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - 三、審議事項
 - 四、議事の経過の概要及び議決の結果
 - 五、議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名または記名押印しなければならない。

第6章 理事会

第30条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第31条（理事会の権能）

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一、総会に付議すべき事項
- 二、総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三、その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第32条（理事会の開催）

理事会は、次の各号の一に該当する事由があるときに開催する。

- 一、理事長が必要と認めたとき。
- 二、理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 三、第15条第6号の規定により、監事から招集の通知があったとき。

第33条（理事会の招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知を発しなければならない。

第 34 条(理事会の議長)

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第 35 条(理事会の議決)

- 1 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会においては、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議決は、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 36 条(理事会の表決権等)

- 1 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない事由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した事項は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 37 条(理事会の議事録)

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を議長が作成しなければならない。
 - 一、日時及び場所
 - 二、理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - 三、審議事項
 - 四、議事の経過の概要及び議決の結果
 - 五、議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第38条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一、財産目録に記載された財産
- 二、会費
- 三、寄付金品
- 四、財産から生じる収益
- 五、事業に伴う収益
- 六、助成金
- 七、その他の収益

第39条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

第40条（資産の管理）

- 1 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

第41条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第42条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

第43条（事業計画並びに予算及び決算）

- 1 この法人の事業計画及び予算は、総会の議決を経て定める。ただし、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 決算は事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類を、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。また、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要に応じて特別会計を設けることができる。

第44条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第45条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 事務局

第46条（事務局の設置等）

- 1 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が会員の中から任免する。
- 4 理事は、事務局長もしくは職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において定める。

第9章 定款の変更、解散及び合併

第47条（定款の変更）

- 1 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経た上、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第 48 条（解散）

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - 一、社員総会の決議
 - 二、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 三、正会員の欠亡
 - 四、合併
 - 五、破産手続開始の決定
 - 六、法第 43 条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 49 条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第 50 条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 雑則

第 51 条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報においてこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 52 条（細則の委任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、本定款第13条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定めた次に掲げる者とする。

理 事 長	アッセンハイマー ロイ
副 理 事 長	富 澤 中
理 事	近 藤 恒 夫
同	西 村 直 之
監 事	奥 田 保

- 3 その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第41条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 6 この定款は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 アジア太平洋地域アディクション研究所

1 事業実施の方針

令和7年度は、国内外の回復支援諸機関ならびに刑事司法制度の調査研究を通じ、より効果的に司法サポートをはじめとする依存症回復支援事業を展開する。今年度から藤岡ダルクが法人から抜けた。3年目を迎える就労継続支援B型事業所Willをより充実させ、地域とのつながりも深めながらさらに発展させる。さらにAmazonとYahoo!などで販売している薬物検査キットを通じ、これまで以上に広範囲の支援対象者に対する、予防・啓発・回復支援の契機とする。SNSを利用した広報にも取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 29,300】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	売上(千円)	事業費(千円)
一、依存症に関わる諸問題の調査研究	薬物依存からの回復に関する調査・研究。 HIV・C型肝炎等の感染症の予防、啓発、若年層へのアウトリーチ事業	随時	東京	6人	教育機関、行政機関、司法機関、及び薬物依存者の家族	100名	0	300
二、回復支援事業	①家族教室の運営 依存症者家族のためのグループワーク、講習会の実施 ②刑事司法手続の各段階にいる、依存症に関わる問題を抱える当事者及びその家族への支援（司法サポート） ③相談事業 依存症本人や家族への相談事業 ④会報の発行 団体の活動内容を定期的に会員や関係者に発信	月2回 随時 随時 隔月(年6回)	東京	3人	薬物依存者の家族	200名	8,500	8,000
二、回復支援事業	⑤藤岡ダルクの運営 薬物等依存症リハビリ施設の運営	随時	群馬	0人	薬物等依存者	0名	0	0

三、啓発事業	薬物問題啓発活動として、教育機関や行政機関へ講師派遣	随時	東京	6人	教育機関、薬物依存者とその家族	100名	0	0
四、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	依存症者及び精神的障害を受けた人に対する職業訓練の実施並びに社会復帰への支援(就労支援B型)	随時	東京	3人	薬物等依存症者、精神障害者	15名	23,000	21,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【4,000】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	売上(千円)	事業費(千円)
物品の販売及び貸付	物品の販売、及び貸付による収益事業 薬物乱用予防のためのグッズ販売	随時	全国	2人	12,000	4,000

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 アジア太平洋地域アクション研究所

1 事業実施の方針

令和8年度は、国内外の回復支援諸機関ならびに刑事司法制度の調査研究を通じ、より効果的に司法サポートをはじめとする依存症回復支援事業を展開する。4年目を迎える就労継続支援B型事業所Willをより充実させ、地域とのつながりも深めながらさらに発展させる。さらにAmazonとYahoo!などで販売している薬物検査キットを通じ、これまで以上に広範囲の支援対象者に対する、予防・啓発・回復支援の契機とする。SNSを利用した広報にも取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 29,300】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	売上(千円)	事業費(千円)
一、依存症に関わる諸問題の調査研究	薬物依存からの回復に関する調査・研究。 HIV・C型肝炎等の感染症の予防、啓発、若年層へのアウトリーチ事業	随時	東京	6人	教育機関、行政機関、司法機関、及び薬物依存者とその家族	100名	0	300
二、回復支援事業	①家族教室の運営 依存症者家族のためのグループワーク、講習会の実施 ②刑事司法手続の各段階にいる、依存症に関わる問題を抱える当事者及びその家族への支援（司法サポート） ③相談事業 依存症本人や家族への相談事業 ④会報の発行 団体の活動内容を定期的に会員や関係者に発信	月2回 随時 随時 隔月(年6回)	東京	3人	薬物依存者とその家族	200名	8,500	8,000
三、啓発事業	薬物問題啓発活動として、教育機関や行政機関へ講師派遣	随時	東京	6人	教育機関、薬物依存者とその家族	100名	0	0
四、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	依存症者及び精神的障害を受けた人に対する職業訓練の実施並びに社会復帰への支援(就労支援B型)	随時	東京	3人	薬物等依存症者、精神障害者	15名	23,000	21,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【4,000】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事 者 人数	売上 (千円)	事業費 (千円)
物品の販売 及び貸付	物品の販売、及び貸付による収益事業 薬物乱用予防のためのグッズ販売	随時	全国	2人	12,000	4,000

令和7年度 活動予算書(その他事業がある場合)

設立・定款変更用

特定非営利活動法人 アジア太平洋地域アディクション研究所

(単位:円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
(A) 経 常 収 益						
1	受取会費		300,000		0	300,000
	正会員受取会費	220,000				
	賛助会員受取会費	80,000				
2	受取寄附金		700,000		0	700,000
	受取寄附金	500,000				
	活動謝礼金寄付金	200,000				
3	受取助成金等		6,407,000		0	6,407,000
	受取補助金 東京都福祉保健財団	3,907,000				
	受取助成金 新宿区障害者就労支援施設運営補助金	2,500,000				
4	事業収益		31,500,000		12,000,000	43,500,000
	調査研究事業収益					
	回復支援事業収益 司法サポート	5,500,000				
	回復支援事業収益 マッチングサポート	2,000,000				
	回復支援事業収益 検査キット販売			12,000,000		
	相談業務事業収益	990,000				
	会報発行事業収益	10,000				
	国際協力活動事業収益					
	寄付物品の販売及び貸付業					
	就労継続支援事業収益 内職作業	400,000				
	就労継続支援事業収益 清掃作業	800,000				
	就労継続支援事業収益 WH板橋運営	4,000,000				
	就労継続支援事業収益 訓練等給付国保連	17,800,000				
5	その他の収益		0		0	0
	受取利息					
経 常 収 益 計			38,907,000		12,000,000	50,907,000
(B) 経 常 費 用						
1	事業費					
(1)	人件費		11,650,000		0	11,650,000
	相談業務 人件費委託費	350,000				
	就労継続支援 給与手当	9,000,000				
	就労継続支援 B型工賃	1,000,000				
	施設運営 法定福利費	1,300,000				
(2)	その他経費		9,515,000		4,000,000	13,515,000
	回復支援 検査キット			4,000,000		
	材料仕入	20,000				
	交通費	1,000,000				
	通信費	500,000				
	交際費	500,000				
	減価償却費	100,000				
	地代家賃	3,000,000				
	保険料	50,000				
	修繕費	100,000				
	水道光熱費	500,000				
	消耗品費	500,000				
	租税公課	50,000				
	プログラム費	1,000,000				
	広告宣伝費					
	管理諸費	1,000,000				
	会議研修費	1,000,000				
	書籍購入費					
	雑費	100,000				
	雑損失					
	協力運営費					
	繰延資産償却	25,000				
	支払利息	70,000				
事業費計			21,165,000		4,000,000	25,165,000
2	管理費					
(1)	人件費		11,150,000		0	11,150,000
	役員報酬	5,200,000				
	給料手当	4,500,000				
	法定福利費	1,300,000				
	福利厚生費	150,000				
(2)	その他経費		3,400,000		0	3,400,000
	旅費交通費	500,000				
	通信費	500,000				
	交際費	100,000				
	減価償却費					
	地代家賃	1,200,000				
	保険料	30,000				
	修繕費					
	水道光熱費	130,000				
	消耗品費	400,000				
	租税公課	50,000				
	会費研究費					
	広告宣伝費					
	管理諸費	400,000				
	雑費	90,000				
	繰延資産償却					
	雑損失					
管理費計			14,550,000		0	14,550,000
経 常 費 用 計			35,715,000		4,000,000	39,715,000
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①			3,192,000		8,000,000	11,192,000
(C) 経 常 外 収 益						
	固定資産売却益					
	過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計			0		0	0
(D) 経 常 外 費 用						
	固定資産売却損					
	災害損失					
	過年度損益修正損					
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②			0		0	0
経理区分振替額 ... ③			5,000,000		-8,000,000	0
税引前当期正味財産増減額 (①)+(②)+(③) ... ④			11,192,000		0	11,192,000
法人税、住民税及び事業税 ... ⑤						
前期繰越正味財産額 ... ⑥						
次期繰越正味財産額 (④)-(⑤)+(⑥)						27,936,506
						39,128,506

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

設立・定款変更用

特定非営利活動法人 アジア太平洋地域アクション研究所

（単位：円）

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
(単位：円)						
(A) 経 常 収 益						
1	受取会費		300,000		0	300,000
	正会員受取会費	220,000				
	賛助会員受取会費	80,000				
2	受取寄附金		700,000		0	700,000
	受取寄附金	500,000				
	活動謝礼金寄付金	200,000				
3	受取助成金等		6,407,000		0	6,407,000
	受取補助金 東京都福祉保健財団	3,907,000				
	受取助成金 新宿区障害者就労支援施設運営補助金	2,500,000				
4	事業収益		31,500,000		12,000,000	43,500,000
	調査研究事業収益					
	回復支援事業収益 司法サポート	5,500,000				
	回復支援事業収益 マチングサポート	2,000,000				
	回復支援事業収益 検査キット販売			12,000,000		
	相談業務事業収益	990,000				
	会報発行事業収益	10,000				
	国際協力活動事業収益					
	寄付物品の販売及び貸付業					
	就労継続支援事業収益 内職作業	400,000				
	就労継続支援事業収益 清掃作業	800,000				
	就労継続支援事業収益 WH板橋運営	4,000,000				
	就労継続支援事業収益 訓練等給付国保連	17,800,000				
5	その他の収益		0		0	0
	受取利息					
経 常 収 益 計			38,907,000		12,000,000	50,907,000
(B) 経 常 費 用						
1	事業費					
(1)	人件費		11,650,000		0	11,650,000
	相談業務 人件費委託費	350,000				
	就労継続支援 給与手当	9,000,000				
	就労継続支援 B型工賃	1,000,000				
	施設運営 法定福利費	1,300,000				
(2)	その他経費		9,515,000		4,000,000	13,515,000
	回復支援 検査キット			4,000,000		
	材料仕入	20,000				
	交通費	1,000,000				
	通信費	500,000				
	交際費	500,000				
	減価償却費	100,000				
	地代家賃	3,000,000				
	保険料	50,000				
	修繕費	100,000				
	水道光熱費	500,000				
	消耗品費	500,000				
	租税公課	50,000				
	プログラム費	1,000,000				
	広告宣伝費					
	管理諸費	1,000,000				
	会議研修費	1,000,000				
	書籍購入費					
	雑費	100,000				
	雑損失					
	協力運営費					
	繰延資産償却	25,000				
	支払利息	70,000				
事業費計			21,165,000		4,000,000	25,165,000
2	管理費					
(1)	人件費		11,150,000		0	11,150,000
	役員報酬	5,200,000				
	給料手当	4,500,000				
	法定福利費	1,300,000				
	福利厚生費	150,000				
(2)	その他経費		3,400,000		0	3,400,000
	旅費交通費	500,000				
	通信費	500,000				
	交際費	100,000				
	減価償却費					
	地代家賃	1,200,000				
	保険料	30,000				
	修繕費					
	水道光熱費	130,000				
	消耗品費	400,000				
	租税公課	50,000				
	会費研究費					
	広告宣伝費					
	管理諸費	400,000				
	雑費	90,000				
	繰延資産償却					
	雑損失					
管理費計			14,550,000		0	14,550,000
経 常 費 用 計			35,715,000		4,000,000	39,715,000
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①			3,192,000		8,000,000	11,192,000
(C) 経 常 外 収 益						
	固定資産売却益					
	過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計			0		0	0
(D) 経 常 外 費 用						
	固定資産売却損					
	災害損失					
	過年度損益修正損					
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②			0		0	0
経 理 区 分 振 替 額 ... ③			5,000,000		5,000,000	
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 (1)+(2)+(3) ... ④			11,192,000		13,000,000	24,192,000
法人税、住民税及び事業税 ... ⑤						
前期繰越正味財産額 ... ⑥						
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 (4)-⑤+⑥						39,128,506
						50,320,506